

助成対象留学生等選考要領

(趣旨)

第1条 本要領は、公益財団法人あしぎん国際交流財団（以下「当財団」という。）が助成対象者選考規程に基づき、海外からの留学生、研修生（以下「留学生等」という。）に対する助成を行うに際し、助成対象者の選考に関して必要な事項を定めるものとする。

(資格)

第2条 助成を申請する者は、次の各号に掲げる要件を備えなければならない。

- (1) 理事会で選定された栃木県内の教育機関に学ぶ海外からの留学生等。
- (2) 学業成績優秀、心身健全、品行方正である者。
- (3) 高い志を持ち、学業の成果を出身国の発展につなげる目的で勉学に励む者。
- (4) 国際交流・国際協力・国際理解への意欲があり、意識を持って取り組む姿勢がみられる者。
- (5) 所属する教育機関からの推薦書の提出が得られる者。

(募集)

第3条 栃木県内の前条(1)の教育機関に学ぶ留学生等にこの募集を周知させるとともに、応募者の中からの推薦を当該教育機関に依頼する。

2 原則として毎年度の4月から5月に募集する。

(助成申込)

第4条 助成を申請する者は、助成申請書（様式第2号）を在学する教育機関の長に提出し、推薦を受けなければならない。

2 教育機関の長が助成対象者（助成希望者）を推薦しようとするときは、第2条に規定する資格を審査のうえ、推薦書（様式第3号）を作成して前項の申請書と成績証明書を添えて提出しなければならない。

3 申請期限は原則として毎年5月31日までとする。

(選考)

第5条 理事会は、前条各項の申請書を基に、第2条に定める資格要件の充足状況を確認するとともに、推薦書の内容や推薦理由等を考慮し、助成対象者を決定する。

(助成金額)

第6条 助成金の金額は、当該年度の予算理事会で決定した金額とする。

(支給方法)

第7条 助成金は理事長より本人に給付する。

2 理事長が本人に給付できないときは、常務理事が本人に給付する。

3 助成金を本人に給付したときは、本人より助成金受領書を徴するものとする。

(助成の取り止め)

第 8 条 助成の決定から助成金支給時まで助成対象者が次の各号の 1 に該当すると認められる場合は、助成金の給付を取り止める。

- (1) 傷病のため修学の見込みがないとき
- (2) 傷病その他の理由により退学したとき
- (3) 助成金を必要としない事由が生じたとき
- (4) その他助成対象者として適当でない事由が発生したとき

(助成の廃止の通知)

第 9 条 前条の規定に該当する場合は、助成対象者がその事実を申し出るか、当財団より書面をもって本人に通知する。

(報告書の提出)

第 10 条 助成対象者は、受けた助成金を学業や国際交流等に役立てたことについて、助成を受けた翌年の 1 月 31 日までに報告書を当財団に提出しなければならない。

(書類の経由)

第 11 条 助成を申請する者及び助成対象者が、本要領に基づき当財団に提出する書類は、在学する教育機関を経由しなければならない。

附則

この要領は公益法人の設立の登記の日から施行する。